心身障がい者福祉

障害福祉サービス

障がい者の自立した生活を支援します。

内容 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの居宅生活や障害者支援施設などへの入所・通所の支援

条件 身体・知的・精神障がい者(児)・難病等で支援が必要な方

＊障害支援区分認定が必要になります。

料金 世帯の町民税課税状況に応じた負担と食費などの実費負担

補装具費支給事業

障がい者（児）の身体機能を補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。

条件 身体障害者手帳所有者または難病等で、障がいにより必要な方

利用 必要な補装具を支給。

料金 原則経費の1割負担

※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

日常生活用具給付事業

障がい者（児）が日常生活を営むうえでの困難を改善し、自立した生活を支援します。

条件 障害者手帳所有者または難病等の方

利用 ストマ、おむつ等の給付、便器、手すり、住宅改修費給付など。

料金 原則経費の1割負担

※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

地域生活支援事業

障がい者の地域で自立した生活を支援します。

内容 障害者相談支援事業（無料）、日中一時支援事業、移動支援事業（特別支援学校への通学支援含む）、コミュニケーション支援事業、成年後見制度利用支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業など。

条件 身体・知的・精神障がい者(児)または難病等で支援が必要な方

料金 原則サービス料の一割負担と食費などの実費負担

心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業

タクシー等利用券を交付します。

条件

・身体障害者手帳1～3級の方（ただし、下肢機能障害は1～4級の方）

・療育手帳A、Bの方

・精神障害者保健福祉手帳1～2級の方

利用 年間で福祉タクシー券（600円12枚綴）を1冊交付。腎臓機能障害で透析のため通院の方は2冊。

人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

条件 身体障害者手帳所有の所得税非課税の方で、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていない方

＊心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業との併用はできません。

給付 月額3000円

重度障がい者介護者激励金

重度障がい者を在宅で介護している方に対し、介護者激励金を支給します。

条件 身体障害者手帳1、2級または療育手帳A所有の20歳以上65歳未満の方で、日常生活全般において介護を要する在宅の障がい者の介護者

給付 年額2万6000円

自立支援医療費支給事業（更生医療・育成医療・精神通院医療）

自立支援医療費を支給し、福祉の増進を図ります。

条件 更生医療・育成医療・精神通院医療の対象疾病を有する方で、一定所得未満の方。

給付 医療保険の個人負担分の一部を給付（課税・収入状況などに応じて給付額が異なります。）

特別障害者手当・障害児福祉手当

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする方に手当を支給します。

条件 病院などに3カ月以上入院または施設に入所していない方、本人及び扶養義務者が一定所得未満の方

給付 20歳以上2万6000円
20歳未満1万4140円
年4回支給(月額)

障害者相談支援事業（無料）

障がい者の自立した生活を支援するため、相談業務を委託しています。

内容 障がい者やご家族の悩みや相談に対して、専門的な職員が相談を受け、その方にあった支援を行います。生活に関する悩みなどがありましたらご相談ください。

相談日 月曜から金曜の午前8時30分から午後5時まで（土日・祝祭日・年末年始は休み）

連絡先 相談支援事業所おきたま ☎88－5357

在宅酸素療法者支援事業

医師の処方により在宅酸素療法を行っている方に酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

内容 呼吸器機能障害により身体障害者手帳3、4級を所有している方は月額1600円。その他の方は月額800円。

■心身障がい者福祉に関する問い合わせ
健康福祉課福祉係
☎86－0111